

宅地等開発事業事前協議に関わる手引き

担 当 課：館山市建設環境部
都市計画課都市計画係
電 話：0470(22)3640

- 1 館山市内において 3,000 m²以上の宅地等開発事業を行おうとする場合は、事前審査協議が終了した後、宅地等開発事業事前協議書の提出をお願いします。
- 2 宅地等開発事業事前協議書は次の書類を添えて 15 部提出して下さい。
 - ・ 案内図 縮尺 25,000 分の 1 以上のもの
 - ・ 位置図 縮尺 2,500 以上のもの
 - ・ 公図の写し（開発区域を赤線で示し、区域内及び隣接土地所有者を記入）
 - ・ 土地利用計画図 縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
 - ・ 給排水計画図（雨水、汚水の流量計算書を含む。）
 - ・ 公共施設の管理に関する協議書案
- 3 提出された宅地等開発事業事前協議書については、館山市開発審査会において審議し、承認された後、館山市と事業者との間で協定書を締結します。
- 4 工事完了後は工事完了届出書を提出し、工事完了検査を受けて下さい。
- 5 提出窓口
3号館2階 都市計画課都市計画係